

通行に支障のある街路樹の伐採についてのお知らせ

- この度、**国道20号のケヤキ街路樹について、通行の安全性の確保のために、建築限界を越境している一部の街路樹を撤去いたしますので、お知らせします。**
- **撤去する樹木には、赤/黄色テープを巻いています。赤/白テープを巻いた樹木は今回撤去しませんが、付近を走行する際は接触にご注意ください。**

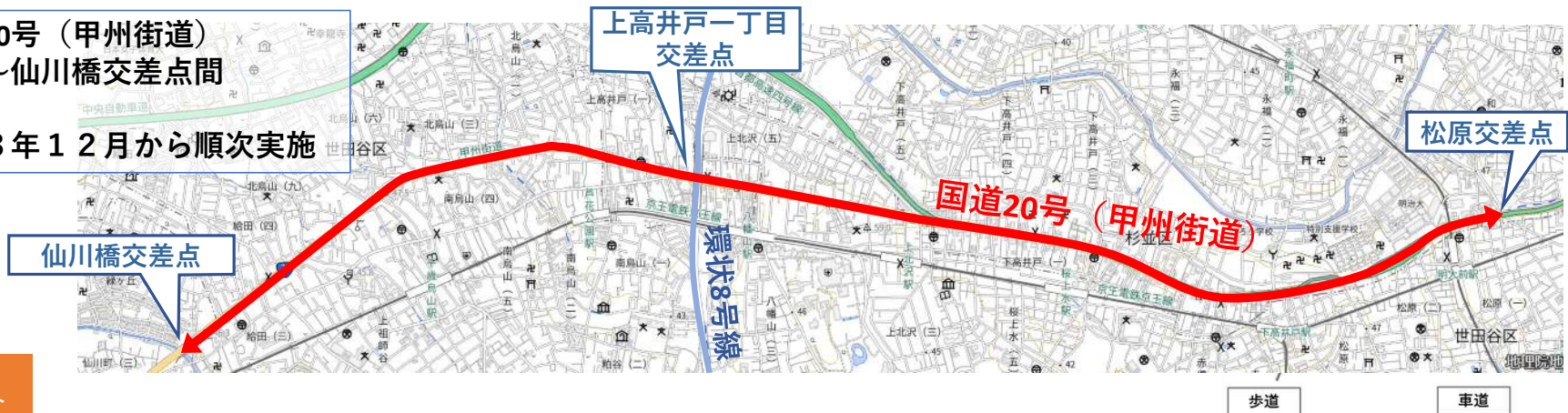
■対象区間 国道20号（甲州街道）
松原交差点～仙川橋交差点間

■作業予定 令和3年12月から順次実施

今回、
撤去対象



今回、
撤去対象外



撤去する樹木について（赤/黄色テープを巻いた樹木）

- ・道路には、車や歩行者が安全に通行するために確保しなければならない空間（建築限界）が道路構造令で定められています。
- ・その空間に幹が伸びてしまった樹木は、車や歩行者と接触する可能性があり、安全な通行の妨げになることが想定されます。

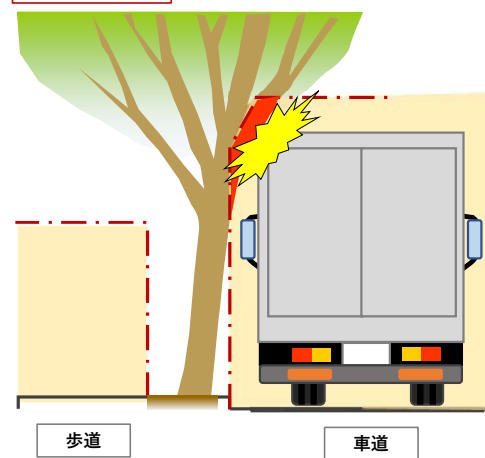
道路構造令(建築限界)第十二条 解説

- 道路において、構造物等により車両や歩行者の交通の安全性・円滑性に支障をきたすことを防ぐため、構造物を配置してはならない一定の幅、一定の高さの範囲を、建築限界として定めています。
- 設計車両の規定における「普通自動車」「セミトレーラー連結車」の高さ3.8mに、車両の揺動等に対応する余裕高さを考慮し、4.5mの高さを規定しています。（重要物流道路である普通道路では4.8m、小型道路では3m）
- 路肩に車両が進入するときは、低速もしくは停車していることが基本であるため、路肩においては、余裕高さは考慮せず3.8mまで高さを減ずることを認めています。

建築限界を越境した樹木を放置すると通行の安全性を損なう恐れがあります

●車と接触

安全通行のための空間



●歩行者や自転車と接触

安全通行のための空間

